

機関誌RETIOの副題 「不動産政策研究」について

一般財団法人不動産適正取引推進機構は、不動産取引に関する紛争の未然防止を図り、また、その適正かつ迅速な処理を推進し、もって消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とし、種々の事業を行っております。その一つとして、不動産取引に関する紛争についての調査研究が、設立当初からの重要な柱となっています。

不動産取引は、取引実務上、現実にはどのような問題があるかを知ってはじめて的確な法律論を構成できるという性質があります。そこで、当機構は、まず、各都道府県の不動産取引に関する紛争事例の収集・調査等をし、その後、それを基盤としつつ、不動産取引紛争事例等調査研究委員会において判例等の研究を深めてきました。その成果は、不動産取引紛争事例集等として公表し、不動産事業者、行政関係者、研究者のご参考に供し得るようにしております。更に、近年では、一方で、過去を振り返り、不動産政策史についての資料を収集し、当機構のホームページで公表するとともに、他方で、現在及び将来を見通すために、いくつかの研究会を設けて調査研究活動を行ってまいりました。

不動産は、生活や生産の手段として、最も重要な財であり、その取引に係る紛争を未然に防止し、取引の安全・安心を高めることが要請されています。とりわけ、近年では、従来型の一般的な不動産取引上の問題に加えて、現代型リスクに関する問題なども生じており、様々な現代的課題に応える要請が高まっています。その際には、不動産取引に関する政策にも及ぶ広い視野が一段と求められるところとなっています。当機構は、30年以上に渡る調査研究活動を通じて、不動産取引に関連する産業界、学界、官界、消費者、弁護士等専門家らとの間でネットワークを構築し、その結節点となり、機関誌「RETIO」を通じて各種の情報提供、政策提言など多方面に貢献できるように活動してきました。この実績を基礎として、現代の不動産取引における課題を把握・共有し、今後の政策立案、制度設計のために発信していくことが、当機構の上記目的を実現するためにますます重要なものとなっていると考えております。

もとより、当機構には、特定紛争処理、宅地建物取引士資格試験、各種研修等の事業を、引き続き確実に実施し、不動産取引に係る紛争の未然防止や取引の安全・安心の確保に寄与していく重大な使命があります。その使命を果たすためにも、不動産政策の展望を得ることは、不可欠のことであると考えております。

このような当機構の果たすべき役割に鑑み、第101号という節目において、機関誌「RETIO」に不動産政策研究という副題を付けることにいたしました。当機構は、今後とも、不動産取引についての総合的な情報発信機関として、情報内容の一層の充実に努め、国民生活の安定や宅地建物取引業の発展に貢献していくため、不動産政策研究を推進し、一層の努力を行ってまいりたいと考えております。

引き続き関係各位のご協力、ご支援を心からお願い申し上げます。